

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

登米市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 登米地域

#### (1) 現況

本地域は、県北東部に位置し西部は丘陵地、北上川左岸の東部は山間地、その間を県内有数の穀倉地帯を形成する豊かな登米耕土が広がっている地域である。

また、水田整備率においても県内上位の地域でもあり環境保全に配慮した営農活動に対しても取組意識が高い一方、山間丘陵地帯においては過疎化が著しい地域であることから、担い手の確保、農地集積を図る観点からも地域住民等の共同活動による農地の保全を図るうえでも、これを補正する多面的機能の発揮の促進に係るさらなる取組の推進が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を中心に推進するとともに同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も行うよう働きかけ、過疎地域指定を受けている旧津山町、旧登米町、旧東和町では、さらに同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	登米地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	登米地域のうち旧津山町，旧登米町，旧東和町	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

- ・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進にあたり、関係機関との連携を図りながら法第3条第3項第1号に掲げる事業と併せて、同項第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業の推進を図る。
- ・ 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり、市長が別に定める事項は別紙の通りとする。

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された旧津山町、旧登米町、旧東和町

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 宮城県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

### 3 個別協定の対象者

認定農業者に準ずる者とは、登米市水田農業ビジョン等に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

### 4 その他必要な事項

#### (1) 土地改良通年施行の扱い等

##### ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(a) 当該年度の6月30日（平成27年度においては8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(b) 当該年度内に事業が終了すること。

(c) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(a) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る）

(b) 客土事業

(c) その他土地改良事業等のうち(a)又は(b)に該当する工種

##### イ 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

イの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

##### ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合の農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地に変更があっても、当該農用地を令和6年度まで交付金の交付対象とすることができる。